

各国の義勇消防等の比較について（未定稿）

	アメリカ	イギリス（※）	フランス	ドイツ	日本
消防職員数	職業的消防職員： 322,000 人 義勇消防職員： 827,000 人	職業的消防職員： 51,722 人 （常勤職員と非常勤職員の区別有り） 義勇消防職員： 存在しない （注）：非常勤職員とは、通常の場合、定職を持ち、必要に応じ消防活動に従事する者のことである。	職業的消防職員： 39,226 人 （この他パリ消防軍職員：約7,500人 マルセイユ消防軍職員：約2,500人） 義勇消防職員： 197,835 人	職業的消防職員： 約27,100 人 義勇消防職員： 約1,063,800 人	消防職員： 約158,000 人 消防団員： 約885,000 人
消防機関の数	・消防本部数：30,000 以上 ①全部常備 2,300 ②半数以上常備 1,800 ③半数以上義勇 4,800 ④全部義勇 21,200 →①②で人口の61%をカバー	・消防本部数：58	・県消防局数：96	・常備消防隊： 98 ・義勇消防隊数：24,479 ・常備化率：31.5%（人口ベース）	・消防本部： 803 ・消防団： 2,380 ・常備化率：99.9%（人口ベース）
常備消防と義勇消防の関係	・職業的消防職員のみで構成される消防本部約8%（主に都市部） ・義勇消防職員のみで構成される消防本部約70%（主に都市部以外）	・大都市圏の消防本部においては、ほとんどが常勤職員。 ・イングランドの大都市圏以外の地域では、消防職員の約4割が非常勤職員。	・基本的には同一の機関で勤務している。ただし、農村部の小規模コミュニティにおいては、義勇消防職員のみで活動するところもある。	・都市部では、常備消防隊と義勇消防隊が対等の立場で互いに協力して消防活動を実施。 ・その他の地域では、義勇消防隊が消防活動を実施。	・ほとんどの地域で消防本部と消防団の双方が設置され、連携して消防活動を実施。
義勇消防の装備	・常備・義勇全体で約69,000台の消防車両を保有。 （アメリカにおいては、義勇消防と常備消防は同一の組織において活動しているため義勇消防固有の所有車両数については、不詳。）	・常備・非常勤全体で約2,500台の消防車両を保有。 （イギリスにおいては、常勤消防職員と非常勤消防職員は同一の組織において活動しているため非常勤消防固有の所有車両数については、不詳。）	・常備・義勇全体で約9,200台の消防車両を保有。 （フランスにおいては、義勇消防と常備消防は同一の組織において活動しているため義勇消防固有の所有車両数については、不詳。）	・消防車： 39,967台（1,067台） ・はしご自動車： 1,983台（370台） ・装備車・装備搭載車：4,969台（511台） ・救急救助関係車両：587台（1,433台） （注）：括弧内は常備消防の保有数	・消防自動車：14,747台（7,820台） ・小型動力ポンプ付積載車：34,882台（446台） ・小型・手引動力ポンプ：17,718台（3,265台） （注）：括弧内は常備消防の保有数
義勇消防職員の報酬等	・無報酬である。 ・制服、制帽等は支給される。	・非常勤消防職員は、階級に応じ年報酬を受ける。 （120万円～240万円（※※）） ・出勤手当や訓練手当有り。	・無報酬であるが、出勤に対しては時間給が支給される。 ・深夜や日曜祭日は割増あり。	・名誉職であり、無報酬である。 ・従業員が職務中に義勇消防職員として出勤しなければならない場合、従業員が職場を離れた時間に対し、市町村から雇用主に対し相当額の補填措置が取られる。	・報酬額は、国の基準を参考に市町村が決定。（団員一人当たり、年間平均29,435円） ・出勤手当あり。（出勤1回当たり、平均3,356円）
義勇消防職員の階級	・階級制度有り。 ・消防本部の規模により隊員から消防長までの階級が設置されている。	・常勤職員と同様の階級制度有り。 （ただし、上位の階級はない。）	・職業的消防職員と同様の階級制度有り。 （なお、例えばガール県においては、大佐、中佐等の上位の階級を使用していない。）	・階級制度有り。 ・州により異なるがおおむね9階級程度存在。	・階級制度有り。 ・国の定める基準に従い、市町村の規則で定める。（消防組織法第23条第2項） ・団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員。
義勇消防職員の身分	・義勇消防隊員は、公務を執行するが、公務に対する対価は支払われておらず、公務員とはみなされない。 （※※）	・非常勤消防職員は、法律により一定の権限と身分が保障されているが、警察とは違い、公務員ではなく民間人である。 （※※）	・法律上公務員として位置づけられていない。	・常勤の義勇消防職員は官吏（Beamte）だが、非常勤の義勇消防職員は公務員として位置づけられていない。	・特別職地方公務員（地公法第3条第3項第5号）

（※）：イギリスについては、義勇消防が存在しないため、非常勤消防職員について記述している。

（※※）：日本消防協会の消防団国際会議資料（2008年5月）及び海外研修結果報告書（2005年、2006年、2007年）によった。

その他の記述は、海外消防情報センターの「海外消防情報シリーズ」等によった。